

「秋田いきいきワーク推進会議」の今後の方向性について(設置要綱改正)

資料No.1-1

秋田いきいきワーク推進会議(平成28年2月設置)

(会議設置要綱 目的)

人口減少が進む中で、地域経済が持続的に発展していくためには、働く者一人ひとりの労働の質を上げていくことは勿論、女性の就労を促進していくことが有益となっている。

この実現のため、労働者の研鑽等により非正規から正社員転換を進め、子育てや介護の制約の中で、いきいきと働き続けられる環境づくりのため長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など、働く者がやりがいをもって安心して働き続けられる雇用形態や職場環境の整備・改善が不可欠であることを踏まえ、労使や行政機関等が意見を述べ合い、包括的な課題解決のための共通認識を得ることを目的に、官民一体となった推進組織として、「秋田いきいきワーク推進会議」を設置する。

■主な実績:「秋田県内の『働き方』に関する課題と方向について」取りまとめ
「秋田県内の働き方に関するシンポジウム」の開催等

拡 充

主な変更点等

- 現行の「秋田いきいきワーク推進会議」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に規定する協議会と位置付ける。(設置要綱の改正)
- 中小企業における働き方改革への取組が円滑に進むよう、「中小企業・小規模事業者への支援」を会議の役割として明記する。
- 中小企業・小規模事業者支援の役割を担う「秋田県働き方改革推進支援センター」「秋田県よろず支援拠点」「秋田産業保健総合支援センター」「東北税理士会秋田県支部連合会」にオブザーバー参加を呼びかける。

《根拠法令》

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(旧:雇用対策法)第10条の3
国は、…中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。